

『家政学原論研究』投稿倫理に関する申し合わせ（2021年11月25日施行）

一般社団法人 日本家政学会家政学原論部会

一般社団法人 日本家政学会家政学原論部会倫理綱領第3条の2および『家政学原論研究』投稿規定に基づき、投稿論文は、未発表のものであり、以下の投稿倫理を遵守するものでなければならない。

（1）倫理違反行為のケース

- ① 投稿論文に余剰出版（二重投稿）の疑いがある場合
- ② 投稿論文に剽窃の疑いがある場合
- ③ 投稿論文にデータ捏造の疑いがある場合
- ④ その他

（2）二重投稿に対する注意喚起

投稿論文は、他の学術雑誌等ですでに公表されたもの、あるいは他の学術雑誌等に投稿中の論文であってはならない。すでに公表された論文に、一部のデータや事例を加えただけ、あるいは一部を改編しただけの修正で新たに投稿してはならない。

（3）剽窃・捏造等に対する注意喚起

他の著作物から引用する場合は、執筆要領に従って出典を明記し、剽窃とならないよう注意しなければならない。データの捏造、改竄を行ってはならない。

（4）その他の注意喚起

投稿論文における個人情報適切に保護しなければならない。
投稿中の論文を業績調書に加える場合は、投稿中であることを明記するなど適切に処理しなければならない。

（5）上記の事項に反する疑いが生じた場合の対応手順

投稿中の論文だけでなく、すでに掲載された論文も対象とし、掲載を取り消すことがある。

編集委員会は証拠書類をそろえ、内容を調査し、常任委員会に報告する。

常任委員会は、倫理違反の程度を判定し、問題ありと判定した場合は、調査結果を投稿者に連絡する。

常任委員会は、投稿者の説明に基づき、今後の措置について検討する。

編集委員会は、審議結果を投稿者に伝え、審議結果に従って適切に処置を行う。

附則

この申し合わせの改廃は、本部会常任委員会の議を経ることを要する。

この申し合わせは、2021年11月25日より施行する。